

「最後の事件」に関する一史料

——広峯長祐注進状小考——

三田武繁

はじめに

日本中世史に関心をもつ研究者にとつては周知のことではあるが、竹内理三氏が編纂された『鎌倉遺文』は鎌倉時代の文書を網羅的に収録した史料集であり、三万五千通を越える文書が、古文書編（全四十二巻）と古文書編補遺（全四巻）のそれぞれに、年代順に配列されている。ただし、作成された年月日の情報（案文や写の場合、正確には、当該文書の正文の作成年月日の情報）が不完全な文書が相当数あり、そうした文書は、それぞれの内容などを根拠に編者が相当と判断された位置に配列されている。この小論が関心を寄せる次の文書もその一つである。

播磨国御家人広峯兵衛尉代（子息、治部大夫）自七月九日至八月十九日、御宿直令勤仕畢。以此旨、可有御披露候。恐惶謹言。

文永八月廿日

南条左衛門尉殿

長祐（判）

承判①

『鎌倉遺文』が「広峯長祐注進状写^②」と名付けたこの文書は、この史料集の古文書編に収録されている二千八百通あまりの文永年間（一二六四～一二七五）の文書の最末に配置されているが、その理由は、文永の年号が記された文書中、最も遅い時期の文書であることが確認されているからではなく、「文永八月廿日」という不完全な日付情報ゆえであろう。なお、この日付の表記は、森幸夫氏が冷静に指摘されているように、「年が欠けているのか、或いは月が欠けているのか、にわかに明らかにしえない^③」が、この小論では、差し当たり、大方の研究者と同様に、「八月廿日」の部分には欠損等はなく、文永何年かを示す漢数字と「年」字を欠いている、と考えておきたい^④。

さて、この小論では、便宜的に、当該文書を広峯長祐注進状と呼ぶことにするが、如上の文言から確認できることや推測できること

を整理すると、概略、以下のごとくになるろう。

- ① 播磨国の御家人「広峯兵衛尉」の子「治部大夫」が、七月九日から八月十九日にかけて、「御宿直」を勤仕している。
- ② 「御宿直」の勤仕期間についての情報が月日のみで、年についての情報を記していないことからすると、「御宿直」の勤仕は、「文永八月廿日」と同じ年のことと思われる。
- ③ この文書を作成した「長祐」は、「南条左衛門尉」に對し、①の内容を披露してくれるよう依頼している。
- ④ 「承判」の文言を信じれば、「南条左衛門尉」はその依頼に応えたものと思われる。
- ⑤ ③および④から、「南条左衛門尉」は、なんらかの組織または集団において、上司もしくは主人に相当する人物のもとで、「御宿直」に関する実務を担当していたものと思われる。

ところで、これまで、広峯長祐注進状は、鎌倉時代中期の広峯氏の家系を考える素材として、また、鎌倉幕府という政治権力における「南条左衛門尉」の立場や役割を考える手がかりとして、とりあげられてきた^⑤。ただ、如上の整理が示すように、この文書の文面から知りうることは決して多くない。それゆえ、推測に基づいて議論が展開されることが間あり、その結果、史料に基づかない以上、当然のことではあるが、次節以下で紹介するように、研究者間で見解の相違が生じている。特に共通の理解が得られていないのは、「御宿直」の具体的内容であるが、その点を明らかにするためには、広峯長祐がいつ注進状（正確には、現状の写ではなく、注進状の正文）を作成したのかも特定する必要があるように思う。すなわち、この小論のささやかな課題は、広峯長祐注進状の日付を特定

し、さらに「御宿直」の具体的内容を確認することにある。

一 「文永」誤記説

広峯長祐注進状をとりあげた大方の研究者は、現状の日付情報そのものについては信を置き、当該文書（の正文）は、文永年間の八月二〇日に作成されたものと考えられているように思う。これに對して、「文永八月廿日」の「文永」が誤記であるとされるのが、以下に紹介する『兵庫県史』である。

『兵庫県史』は、鎌倉時代中期の広峯氏の家系について、「家長―長祐―治部大夫となる」とされるが、その根拠の一つは、広峯長祐注進状の本文中の「広峯兵衛尉」、すなわち、「治部大夫」の父親と差出人の「長祐」とは同一人物である、とする理解のようである^⑥。さらに『兵庫県史』は、「播磨国御家人広峯兵衛大夫家長」が「子息長祐」に自身の「代官」として大番役を勤仕させていることを示す記述が弘安二（一二七九）年十月十五日付の文書^⑦にあることと、「播磨国御家人広峯兵衛大輔子息長祐」という記述が弘安八（一二八五）年十一月二十三日付の文書^⑧にあることから、「広峯家長の子が長祐であり、「文永年間と伝える御家人長祐の出でくる史料」、すなわち、この小論が注目する広峯長祐注進状の「文永」が誤記で弘安より下る事実をさす」と推測されている^⑨。

あらためて確認すれば、『兵庫県史』が説かれる「文永」誤記説は、広峯長祐注進状の作成者である「長祐」は、実際に「御宿直」を勤仕した「治部大夫」の父親にあたる「広峯兵衛尉」である、とする理解に支えられているのである。しかし、現存する広峯氏関係

の文書をみるかぎり、この「文永」誤記説が成立する余地はない、と断言しうるように思う。すなわち、弘安四（一二八二）年八月十六日源家長讓狀⁽¹⁰⁾で、讓狀作成者の家長は、長祐を「嫡子治部房長祐」と呼称しており、正応三（一二九〇）年卯月十日広峯長祐着到狀⁽¹¹⁾では、長祐本人が、「播磨国御家人広峯治部法橋長祐」と自称している。他方、長祐を「嫡子」と呼ぶ家長についてみると、上述のごとく、弘安二（一二七九）年十月十五日付の文書⁽¹²⁾には「播磨国御家人広峯兵衛大夫家長」とあり、また、正元元（一二五九）年閏十月十六日関東御教書⁽¹³⁾には「幡磨国御家人広峯兵衛尉家長」とある。つまり、現存する広峯氏関係の文書群の中に、長祐を表現する際に、「治部」を含んだ呼称を用いた文書や、長祐の父家長を表現する際に、「兵衛」を含んだ呼称が用いた文書を確認することはできるが、「兵衛」を含んだ呼称で長祐を表現している文書を見出すことはできない。官途にちなんだと思われる如上の表記のありかたからすると、広峯長祐注進状の「広峯兵衛尉」は、長祐ではなく、長祐の父家長であり、父の代理として「御宿直」を勤仕した「治部大夫」を長祐と解すべきであろう。かく考えうるとすれば、広峯長祐注進状の「文永」に疑問をいだく必要はない、ということになる。

さらに付言すれば、「八月廿日」は、「治部大夫」による「御宿直」勤仕の最終日の翌日にあたるから、「御宿直」の事実の披露を「南条左衛門尉」に要請した「長祐」は、子息に「御宿直」を勤仕させた「広峯兵衛尉」よりも、「御宿直」を実際に勤仕した「治部大夫」であるほうが、話がわかりやすい。もっとも、「広峯兵衛尉」の本拠（具体的には、現在の兵庫県姫路市の市街地北方の広嶺

山に位置する広峯神社周辺）からほど近い場所で「御宿直」を勤仕したとすれば、実際に「御宿直」を勤仕した「治部大夫」ではなく、「治部大夫」を自身の代理として「御宿直」を勤仕させた「広峯兵衛尉」が、「南条左衛門尉」充の注進状を作成した、という可能性を完全に否定することは困難であろう。その意味で問題となるのは、「御宿直」の具体的内容であり、充所の「南条左衛門尉」がいずれの組織または集団に属する人物であるか、ということである、と考える。そこで、節をあらためて、これらの点に関する先学

二 「南条左衛門尉」と「御宿直」

広峯長祐注進状の充所である「南条左衛門尉」について、建治元（一二七五）年八月七日唯浄注進状案⁽¹⁴⁾に「相模式部大夫後見南条新左衛門尉頼員」と記されている南条頼員である、と理解される研究者がいる⁽¹⁵⁾。一方で、これを疑問視する向きもある⁽¹⁶⁾。まずは、前者の南条頼員説からみてみよう。

如上の唯浄注進状案に登場する「相模式部大夫」は、かの北条時宗の異母兄北条時輔⁽¹⁷⁾で、彼は、文永元（一二六四）年十一月九日に入京⁽¹⁸⁾してから、文永九（一二七二）年二月十五日にいわゆる二月騒動で誅殺⁽¹⁹⁾されるまで、六波羅探題南方の任にあった。その北条時輔と南条頼員との関係を象徴的に示しているのが、次の『吾妻鏡』の記事である。

（前略）今日午二点、相州禅室若君（御名正寿、七歳）於御所被加首服。（中略）次進物。

(中略)

三御馬〈同〉

相模三郎時利

南条新左衛門尉頼員

(後略)⁽²⁰⁾

北条時宗（「相州禅室若君（御名正寿、七歳）」の元服の儀式に
関する上記の『吾妻鏡』正嘉元（一二五七）年二月二十六日条にお
いて、頼員は、当時、初名の時利を名乗っていた時輔を補佐するか
たちで、進物の「三御馬」を担当している。南条頼員について詳細
な検討をおこなわれた梶川貴子氏によれば、『吾妻鏡』に頼員が登
場する記事は、如上の正嘉元年二月二十六日条を含め、四点存在す
る⁽²¹⁾。そのうち、「頼員」という実名を記しているのは、正嘉元
年二月二十六日条のみで、他の三点は、いずれも実名を欠き、「南
条新左衛門尉」とあるだけであるが、正嘉元年正月一日条と文応元
（一二六〇）年正月一日条の「南条新左衛門尉」は、鎌倉殿宗尊親
王の御行始の際の引出物の「三御馬」を、時宗の元服時と同様に、
時輔とともに担当している。残る正嘉二（一二五八）年正月一日条
の「南条新左衛門尉」は、堀飯で献上された「二御馬」を、時輔で
はなく、北条業時（重時の子）とともに担当しているが、この正嘉
二年正月一日条の「南条新左衛門尉」も含め、実名表記のない『吾
妻鏡』の「南条新左衛門尉」は、時期も近接していることからみ
て、梶川氏が理解されているとおり、南条頼員であるとみてよからう。
そうした南条頼員の文永年間活動について、梶川氏は、文永六
（一二六九）年七月五日六波羅下知状案⁽²²⁾と『天台座主記』中の
文永四（一二六七）年の記事⁽²³⁾に加え、広峯長祐注進状を根拠
に、北条時輔が上洛した文永元年以降、時輔とともに在京してい
た、とする理解を示されている⁽²⁴⁾。

念のため付言すれば、梶川氏が挙げた三点の根拠のうち、文永六
年七月五日六波羅下知状案は、若狭国太良荘の雑掌による訴えに対
する弁明を同荘の地頭に求めた下知状の部分（発給者は六波羅探題
南方の北条時輔と同北方の北条時茂）と、

訴状裏判

南条左衛門尉

河井右衛門尉

高橋右衛門尉

島田兵衛五郎

と記された部分から構成されており、「訴状裏判」以下の記述を信
じれば、「南条右衛門尉」は、「河井右衛門尉」らとともに、若狭国
太良荘の雑掌が提出した訴状の裏に花押を記しているから、六波羅に
おいて、訴訟に関与する奉行人であったことが確実視される⁽²⁵⁾。

第二の根拠の『天台座主記』の文永四年の記事は次のようなもの
である。

四月廿九日、園城寺鴻鐘交替武家使南条左衛門尉頼員、高左衛
門尉実重。是去文永元年（五月二日）、寺門発向之時、山徒等
就取之、今日返遣之⁽²⁶⁾。

悉皆調査をおこなったわけではないから断定はできないが、当該
期の貴族社会に属する人びとは、六波羅をさして「武家」と称する
ことが多いようであるから⁽²⁷⁾、梶川氏が注目されたこの記事の
「武家使南条左衛門尉頼員、高左衛門尉実重」という記述をもつ
て、頼員が六波羅に所属していたとみることは可能であろう。さら
に、この時の使者派遣に関して、『外記日記 新抄』に次の記事が
ある。

三井寺鐘被取籠于山門。依関東下知、自六波羅使者、請取件鐘
遣三井寺云々⁽²⁸⁾。

「自六波羅使者」が『天台座主記』の記事中の「武家使南条左衛門尉頼員、高左衛門尉実重」をさすことは間違いないだろうから、少なくとも文永四年四月の時点では、頼員は六波羅に所属していた、と判断して差し支えないように思う。

なお、この小論が注目している広峯長祐注進状について、梶川氏は「六波羅関連の文書であることから、この南条左衛門尉は頼員とみてよいだろう⁽²⁹⁾」とされるが、広峯長祐注進状そのものに「六波羅関係の文書である」ことを示す記述があるわけではない。議論の組み立て方としては、広峯長祐注進状の充所の「南条左衛門尉」は六波羅に所属していた南条頼員である可能性が高く、したがって、広峯長祐注進状は六波羅関連の文書である可能性が高い、とすべきであろう。

ところで、本節冒頭でも述べたように、南条頼員説に疑問を呈する研究者もおられる。すなわち、伊藤邦彦氏は、広峯長祐注進状の「南条左衛門尉」が南条頼員である可能性に言及されながらも、南条頼員であったとすれば、「御宿直」は「京都大番播磨国役に伴う何らかの軍役であったとする想定もできる」が、文永年間に播磨国の御家人が京都大番役を勤仕した事例が検出できず、他方、「南条が得宗被官に多く見られる名字であること」や、建治二（一二七六）年には北条時宗が播磨守護であったことが確認されていることから、時宗の播磨国守護就任は文永末年までに遡るとする見通しを述べられた上で、「御宿直」とは、守護所（播磨国の守護所、引用者注）の『宿直』＝警固番役であった可能性が最も高い」とされている⁽³⁰⁾。

以上から明らかなく、伊藤氏は、文永年間に播磨国の御家人

が京都大番役を勤仕した事例が検出できないことを自説の根拠にされているのであるが、その前提には、六波羅に所属する人物が関与する「御宿直」は、京都大番役に「伴う何らかの軍役」だけ、というような予断があるように思う。その妥当性はともかくとして、広峯長祐注進状の「南条左衛門尉」が南条頼員であることを直接的に示す史料の根拠がないとしても、先に確認したごとく、文永年間の南条頼員の呼称が左衛門尉という官途に由来していたことを示す史料が複数存在することからみて、蓋然性が高いのは、伊藤氏の所説ではなく、「南条左衛門尉」の実名を頼員とする理解のほうであると思う。

それでは、広峯長祐注進状の「南条左衛門尉」を南条頼員とみる研究者は、「御宿直」の具体的内容をいかなるものと考えておられるのであろうか。

この点について、梶川氏は「六波羅での宿直勤仕」と表現するだけで、勤務地が六波羅であったこと以外、何も述べられていないが⁽³¹⁾、六波羅奉行人の網羅的検出をおこなわれた森幸夫氏は、広峯長祐注進状を、「宿直勤仕について、その勤務終了証明を六波羅探題に求めたものであり、平時における軍役勤務に関係した文書」とされる。この小論での問題関心にそくしていえば、森氏は、「御宿直」を平時における軍役、と考えておられるのである⁽³²⁾。

なお、森氏は、「文永八月廿日」の日付をもつ広峯長祐注進状とともに、弘安八（一二八五）年十一月の霜月騒動（史料中の表現でいえば「関東御事」）の際の長祐の着到状にも注目されている。

播磨国御家人広峯兵衛大輔子息長祐、依関東御事参上仕候。以此旨、可有御披露。恐惶謹言。

弘安八年十一月廿三日

平左近将監殿

承判³³⁾

森氏は、この着到状の充所の「平左近将監」は、「軍事関係担当の奉行人であり」、「六波羅探題における軍事関係担当奉行」は「検断奉行に他ならない」とされ、広峯長祐注進状の充所の南条頼員も「六波羅検断奉行人と推定」されている³⁴⁾。

管見に入ったところでは、多少なりとも広峯長祐が勤仕した「御宿直」の内容にふれた研究者は、如上の三氏にとどまる。そのうち、播磨国の守護所における警固番役であるとする伊藤氏の説にはしたがいがたいことはすでに述べたとおりである。一方、充所の「南条左衛門尉」が文永年間に六波羅に所属していた南条頼員である可能性が高いことからすると、「御宿直」が六波羅の管轄下でこなわれたとみるのが自然であろう。ただ、森氏の所説のように、「平時における軍役」とみてよいのか、情報量に限界のある広峯長祐注進状の文言のみから判断することは困難であるように思う。「御宿直」の具体的な内容を特定するためには、別の角度から検討を加える必要があるう。

三 「最後の事件」と「御宿直」

一九七九年に刊行された『鎌倉遺文』第十六巻に「広峯長祐注進状写」という文書名を付されて収録されている一一八九〇号文書の典拠を、この史料集は「撰津広嶺胤忠氏文書」と記している。

この典拠の注記については、二つの疑問がある。一つめは、「撰

津」という国名である。一九八七年に刊行された『兵庫県史』史料編中世二や、二〇一二年に刊行された『姫路市史』第九巻史料編中世2によれば、現在の兵庫県姫路市に位置する広峯神社の社家であった広峯氏に伝えられた広嶺家文書は、兵庫県揖保郡太子町の稗田神社の宮司をつとめる広嶺忠昭氏が所蔵されている³⁵⁾。つまり、広峯神社にしろ、稗田神社にしろ、その所在地は、旧国名でいえば、撰津ではなく、播磨である。もちろん、広嶺胤忠氏が旧撰津国内の地に居を構えていた可能性がないわけではないが、『鎌倉遺文』第四十一巻に収録されている元弘三（一三三三）年八月二十九日後醍醐天皇綸旨案³⁶⁾の典拠は、「播磨広嶺胤忠所蔵」と記されているから、単純な誤記であろう。疑問の二つめは、「胤忠」という所蔵者の名前である。このことに関して気になるのは、文字の順を逆にした「忠胤」という名が、東京大学史料編纂所所蔵写真帳『広峯文書』³⁷⁾に収められている広峯氏の系図の末端に記されていることである。先年、紹介したことを示す注記がある³⁸⁾。また、広嶺胤忠氏は、一九一八年に『廣峯牛頭天王』³⁹⁾を刊行されているが、その著書の第五章（章題は「古文書」）では、書き下し文のかたちで四〇通ほどの文書が紹介されている⁴⁰⁾。ことによると、「広嶺胤忠」という所蔵者名にも誤りがあるのではないだろうか。

以上の疑問についての検討は他に譲るとして、ここでは、広峯長祐注進状の形状を確認しておきたい。それというのも、「〇〇氏文書」というような表記方法から、『鎌倉遺文』の利用者は広峯長祐注進状を一通一通独立した状態にある文書群中の一文書、あるいは

は、本来は独立していたが、一枚の料紙に書き記されているという意味で、なんらかの事情で他の文書と貼り継がれた連券中の一文書、と誤解するのではないか、と思うからである。しかしながら、広峯長祐注進状は、そのようなかたちで伝えられてきた文書ではない。『兵庫県史』史料編中世二に説明があるように⁽⁴⁾、広峯氏の系図に記載された状態で現在に伝えられてきたのである。

先年、私は、広峯一族の子孫の広嶺家に伝えられた広峯一族の系図七点に検討を加えた⁽⁴²⁾。その際、特に注目したのが、広峯長祐注進状を含む六十一通の文書を掲載している系図⁽⁴³⁾である。以下、旧稿同様、当該系図を「広峯氏系図」と表記するが、次ページ以下の「広峯氏系図」所載文書一覧表は、旧稿に掲載したものを再録したものであるが、その表に示したように、「広峯氏系図」は、長祐に関する文書を六通掲載している。そのうちの二通めが、この小論で注目している広峯長祐注進状である。それゆえ、この文書を正文に準ずる効力を有した案文ということはできない。法的な効力が期待できない写と評価した『鎌倉遺文』の判断は適切である。

さて、「広峯氏系図」は、九十四人の広峯一族の関係を示した系図で、九十四人の多くに注記を付している。特に家督継承者には、通称や官途だけでなく、事績についての注記が付され、さらに、相続や軍功に関する文書の写が掲載されている。そこで注目したいのが、以下に引用する長祐に付された注記である。

彦次郎^(ア) 治部大輔^(イ)
 庁直職^(ウ) 守護人令加判^(エ)
 勤大番役^(オ) 宮自関東^(カ)
 御上洛、令宿直勤仕賜

証判^(キ) 鎌倉依騒勤令 馳参賜証判⁽⁴⁴⁾

以上の注記のうち、広峯長祐注進状の「御宿直」の具体的内容に関心をもつこの小論が注目するのは、「宮」の上洛にともない、「宿直」を勤仕し、「証判」を賜ったことを述べている(カ)の部分である。そこで気になるのは「宮」とは誰か、ということであるが、その前に、如上の注記と、「広峯氏系図」の広峯長祐の部分に引用されている文書(「広峯氏系図」所載文書一覧表における記号で示せば、B―①②③④⑤⑥)との関係を確認しておきたい。

まず、(ア)と(イ)であるが、前者が通称で、後者は任じられた官名、もしくはそれに由来する通称を示したものとみて間違いない(ただし、「大輔」は大夫の誤記であろう)。続く(ウ)以降のうち、(ウ)、(エ)、(オ)の部分は、それぞれの文言が他とどのような関係にあるのか、判然としないものの、弘長三(一二六三)年七月三日守護代・庁直連署用途催促状写(B―①)は庁直と守護代が連署して発給した文書(の写)であり、弘安四(一二八二)年十月十五日大番役覆勘状写(B―③)が京都大番役を勤仕したことを証明する文書(の写)であること、(カ)についてはひとまず措くとして、(キ)に類似した表現が弘安八(一二八五)年十一月二十三日広峯長祐着到状写(B―⑤)にみえること⁽⁴⁵⁾、などから、「広峯氏系図」の長祐の部分に掲載された文書のいくつかは、長祐の事績に関する注記の証拠としての性格を有しているように思う。であるとすれば、広峯長祐注進状の「御宿直」と上記の(カ)中の「宿直」とは同じものとみてよからう。

それでは、注記にいう「宮」とは誰か。文永年間に鎌倉から上洛

[illegible]

「広峯氏系図」所載文書一覧表

	No.	文書名	『姫路市史』史料編					
			「広嶺家文書」		広神「広峯神社文書」		神図「広峯神社文書」	
A、家長	①	建保4（1216）年8月28日関東御教書写	2（1）	写	1（1）	正		
	②	承久4（1222）年2月8日六波羅下知状写						
	③	貞応2（1223）年3月日播磨国守護小山朝政安堵状写						
B、長祐	①	弘長3（1263）年7月3日守護代・庁直連署用途催促状写	5	正				
	②	文永8月20日広峯長祐宿直勤仕注進状写						
	③	弘安2（1279）年10月15日沙弥某等連署大番役覆勘状写（「広峯氏系図」では署名者1名）	7 17（1）	写 写	1（5）	正		
	④	弘安4（1281）年8月16日広峯家長所職等讓状写（ただし、原文書の抄出）					1	正
	⑤	弘安8（1285）年11月23日広峯長祐着到状写	8 17（3）	写 写				
	⑥	延慶元（1308）年11月20日六波羅施行状写			1（4）	正		
C、長重	①	正和2（1313）年3月日六波羅御教書写（神図「広峯神社文書」は正和2年3月23日付）					2	正
	②	元亨3（1323）年5月8日関東下知状写（①の外題）						
	③	年未詳5月14日左衛門少尉某書状写	85	正				
	④	正中元（1324）年12月21日関東下知状写	16 17（2）	写 写				
	⑤	正中2（1325）年12月日広峯長重領知目録写					3	正
D、貞長	①	正中2（1325）年12月8日広峯長重所職等讓状写	18	案				
	②	暦応4（1341）年9月23日足利尊氏下知状写（①の外題）	18	案				
	③	元徳2（1330）年10月27日広峯長重大別当職讓状写					4	正
	④	元弘3（1333）年8月29日後醍醐天皇繪旨写	21	写				
	⑤	建武3（1336）年2月5日足利直義軍勢催促状写	25	写				
	⑥	建武3（1336）年3月日広峯昌俊着到状写	27（1） 70（2）	写 写				
	⑦	建武3（1336）年5月日広峯昌俊軍忠状写	26 27（2） 32（1）	写 写 写				
	⑧	建武3（1336）年5月23日広峯昌俊着到状写	27（3）	写				
	⑨	建武3（1336）年6月28日広峯昌俊軍忠状写	28 31（1）	写 写				
	⑩	建武3（1336）年7月日広峯昌俊軍忠状写	29 32（2）	写 写				
	⑪	建武3（1336）年8月18日足利直義感状写	30 32（3）	写 写				
	⑫	建武3（1336）年8月29日広峯昌俊軍忠状写	31（2）	写				
	⑬	建武3（1336）年9月26日広峯昌俊軍忠状写	31（3）	写				
	⑭	建武5（1338）年4月3日今川頼貞拳状写	33	写				
	⑮	暦応3（1340）年11月日広峯昌俊申状（年月日を欠いた外題あり）	38	写			6	案

								5		
			8	写						
							55 (1)	写	6	
							17	写		
1 (7)	写								7	
1 (8)	写									
									8	
			20 (3)	写						
		1 (19)	正							
					2 (1)	正			9	
									10	
									11	
									12	
									13	
									14	
6	1	5	1	6						
3	0	0	0	1						

E、長種	① 暦応3（1340）年7月日広峯長種軍忠状写					
	② 暦応3（1340）年7月日広峯長種軍忠状写	70（1）	写			
	③ 康永元（1342）年11月29日広峯長種着到状写	39	写			
	④ 康永4（1345）年6月21日広峯貞長所職等讓状写				7	正
	⑤ 貞和元（1345）年12月7日某下文写 （差出書部分に「尊氏將軍御判」）					
	⑥ 観応2（1351）年正月20日足利義詮軍勢催促状写	70（5）	写			
	⑦ 貞和3（1347）年3月13日恵珍地頭職打渡状写			2（3）	正	
	⑧ 延文2（1357）年10月12日足利義詮御判御教書写			2（5）	正	
F、則長	① 永享9（1437）年正月5日英保心俊讓状写	54	正			
G、長秀	① 観応元（1350）年9月24日室町幕府引付頭人奉書写					
H、恒長	① 応永8（1401）年正月日源俊延加冠状写	51	正			
I、高長	① 文明6（1474）年2月5日宇津豊頼寄進状写	56	写			
	② 年未詳3月12日宇津豊頼書状写	81	正			
J、純長	① 応仁元（1467）年5月11日浦上則宗・赤松政則連署状写	70（10）	写			
K、長統	① 文明16（1484）年6月26日山名政豊安堵状写				9	正
	② 文明16（1484）年10月2日田公豊職遵行状写	60（2）	写			
	③ 明応6（1497）年2月28日浦上則宗書状写				10	正
L、長職	① 年未詳正月7日小寺職友等連署書状写	80	正			
	② 年未詳12月27日地藏院隆賀・龍象坊長円連署書状写	84	正			
	③ 天文5（1536）年5月27日赤松政村袖判難波泰興奉書写	63	正			
	④ 天文7（1538）年正月19日赤松家奉行人連署奉書写 （「魚住家文書」（慎）文書と宛所や事実書異なる）	64	写			
	⑤ 天文7（1538）年8月26日赤松政村安堵状写 （「広嶺家文書」は天文7年2月2日付）	65	写			
	⑥ 天文7（1538）年8月26日赤松政村安堵状写	68	写		15	正
	⑦ 天文9（1540）年11月15日赤松晴政安堵状写	69	写			
	⑧ 天文10（1541）年10月10日赤松家奉行人連署状写					
	⑨ 天文11（1542）年11月2日浦上政宗等連署状写					
	⑩ 天文12（1543）年2月14日津田家職奉書写					
M、俊長	① 明応7（1498）年10月29日浦上則宗・芦田友興連署奉書写	60（1）	写		11	正
	② 明応8（1499）年7月30日浦上則宗奉書写				12	正
	③ 明応9（1500）年9月27日浦上則宗書状写				13	正
	④ 天文7（1538）年4月15日赤松家奉行人連署奉書写				14	正
	⑤ 年未詳4月10日赤松晴政感状写					
点数	61	37	5	13		
「広峯氏系図」とほぼ同文の文書が他の文書群にない文書の点数		23	1	11		
注1 表中の広神「広峯神社文書」は、広峯神社所蔵「広峯神社文書」、神図「広峯神社文書」は神戸大学附属図書館所蔵「広峯神社文書」、壬生「広峯神社文書」は『図書寮叢刊壬生家神社文書』九所収「広峯神社文書」、肥塚「広峯神社文書」は肥塚泰典氏所蔵「広峯神社文書」、「魚住家文書」（壽）は魚住壽太郎氏所蔵「魚住家文書」、「魚住家文書」（慎）は魚住慎一郎氏所蔵「魚住家文書」、「肥塚家文書」は肥塚泰典氏所蔵「肥塚家文書」、の略称である。 2 文書名は、原則として、『姫路市史』史料編の文書名を参考にしたが、『兵庫県史』史料編を参考にしたものや、筆者の判断で付したものもある。 3 他の文書群中にほぼ同文の文書が存在しない文書については、その文書番号を太字で表記した。 4 各史料集の文書については、文書名ではなく、当該史料集が付した文書番号を表記した。 5 文書番号欄の右隣に記した「正」、「案」、「写」は、それぞれ、正文、案文、写であることを示す（正文、写については、原則として『姫路市史』史料編の判断にしたがった）。 6 「広峯氏系図」とほぼ同文の文書が他の文書群にない文書の点数の計算にあたっては、同一文書群中に複数存在する場合は、その点数ではなく、1点として計算した。						

した「宮」としてすぐに想起されるのは、文永三（一二六六）年七月に鎌倉を追われて京都に送還された宗尊親王であろう。そこで、まずは鎌倉幕府の関係者によって編纂されたとされる『吾妻鏡』に基づいて、宗尊送還の経緯を確認しておこう⁽⁴⁶⁾。

上記のごとく、宗尊が京都に送還されるのは文永三年の七月のことであるが、『吾妻鏡』による限り、この年の五月末まで、宗尊追放を予想させるような出来事は確認できない。ところが、六月に入ると、事態は急展開しはじめる。まずは六月五日、三ヵ月前の三月六日に宗尊の「内々御使」として京都に向かった藤原親家が、この日、鎌倉に戻り、宗尊の父で治天の君である後嵯峨の「御諷詞」を内々に宗尊に伝えている。その内容は、宗尊の正妻宰子のこととするが、詳細は不明で、このことが宗尊追放と関係があるのか、明らかにしたい。それからしばらく経った六月十九日、得宗被官の諏訪盛経が飛脚として上洛の途にいたが、『吾妻鏡』はその目的を記していない。その翌日の六月二十日、得宗北条時宗の邸宅で、亭主の時宗と執権北条政村に加え、金沢実時、安達泰盛のみが参加する「深秘御沙汰」が開催された。そこで話し合われた内容を『吾妻鏡』は記していない。また、この日、宗尊の護持僧の役割を果たしていた良基がなんらかの事情で將軍御所を退出している。その三日後の二十三日、宰子と宰子所生の女子が山内殿（時宗の別邸）に、また宰子所生の男子（のちの惟康）が時宗邸に、それぞれ移った。これにともない、鎌倉中が騒動となり、さらに二十六日には、多数の近国の御家人が鎌倉に参上した。これ以降、鎌倉は不穏な空気に包まれ、七月三日には、武装した武士による威嚇的な行動も発生した。そうした中、宗尊の近臣の多くが將軍御所を退出してしまっ

た。翌四日、宗尊は將軍御所から佐介谷の北条時盛邸に移った。宗尊が京都に向けて鎌倉を経ったのがいつであるかは『吾妻鏡』は記していないが、宗尊は、七月二十日に京都に到着する。そのことを、『吾妻鏡』は以下のごとくに淡々と記し、擱筆している。

（前略）戊刻、前將軍家御入洛。着御左近大夫將監時茂朝臣六波羅亭。

以上は、編纂史料の『吾妻鏡』から知られるこの一件のあらましであるが、同時代の朝廷の実務官人の日記である『外記日記 新抄』⁽⁴⁷⁾にも、宗尊親王の一件についての記述がある。この日記の記主が、関東の不穏な状況を知ったのは、七月八日のことであったようである。

関東將軍御休息所、日来、□□松殿僧正良基露頭之間、被奉追出於下第。可有御上洛云々。僧正可被遠流云々。（後略）

これによれば、この日記の記主が得た情報は、宗尊の問題、というよりもその正妻の宰子の問題であつたらしい。ところが、以下のごとく、翌九日、記主は、宗尊が鎌倉から追放されることを知る。

関東飛脚到来（糟屋三郎、合田入道）。將軍御謀反事云々。仍將軍奉出越後入道時盛宅。奉守護念可有御上洛云々。

そして、七月二十日を迎えるわけであるが、その日の宗尊の到着について、以下のごとくに記している。

（前略）今夕、関東將軍御入洛、御坐六波羅。仍時茂居移長井頼重宅云々。近国御家人等奉守護。

先にみたごとく、『吾妻鏡』は入京した宗尊が北条時茂（当時、六波羅探題北方）邸に到着したことを記すのみであつたが、『外記日記 新抄』は、それにともない、時茂が長井頼重⁽⁴⁸⁾宅に移った

こと、さらに注目すべきことに、「近国御家人」らが宗尊の警固にあたったことを記しているのである。「広峯氏系図」の注記の「宿直」や広峯長祐注進状の「御宿直」が、具体的には、京都に送還され、六波羅探題北方の北条時茂邸に入った宗尊親王の守護であったことは間違いなからう。長祐は、先学が想定するような平時の軍役に従事したのではない。六代將軍宗尊親王の更迭という、突如発生した非常事態時の職務としての「御宿直」を勤仕したのである。つまり、広峯長祐注進状は、治承四（一一八〇）年四月の源頼政による以仁王邸訪問といわゆる「以仁王の令旨」の発給⁽⁴⁹⁾より筆を起す『吾妻鏡』が記す「最後の事件」に関する史料だったのである。

むすびにかえて

広峯長祐注進状の「御宿直」の具体的な内容は、文永三年京都に送還された宗尊親王の警固である、とする私見が首肯しうるものであるとすると、さらに新たな疑問が生じる。

その一つは、長祐の「御宿直」の開始日に関する疑問である。あらためて確認すれば、長祐が「御宿直」の勤仕をはじめたのは七月九日のことである。ところが、前節でみたように、その日は、宗尊が京都に送還されるということを、『外記日記 新抄』の記主が知った日である。もちろん、長祐は幕府に仕える御家人であり、他方、『外記日記 新抄』の記主は朝廷に仕える実務官人であるから、前者が後者に先がけて幕府の重要事項にふれることができたのかもしれないし、そうした機会が多いのかもしれない。たとえば、

六月二十日の「深秘御沙汰」で宗尊の更迭と京都送還が決定され、その具体的な実行方法も策定され、京都の公家社会の構成メンバーに知られることなく、準備が進められていた可能性もあろう。ただ、そうはいっても長祐は、畿内近国とはいえ、京都から指呼の間というには距離がある播磨国の武士である。そうした地方武士に対して、どのような方法で動員命令が伝達されたのであろうか。

また、長祐が「御宿直」「勤仕」の披露を南条頼員に依頼したのは、頼員がこの件に関する実務の責任者であったためであろうが、ならば、なぜ、頼員がこの件の責任者になったのか、その理由も気になるところである。長祐が「勤仕」した「御宿直」が平常時の業務であれば、森幸夫氏が想定したように、「検断奉行」というような（常設の）職にあったのが頼員であったから、という説明は一応筋が通る。しかし、今回の「御宿直」の内実、すなわち、長祐ら「近国御家人」の主要な任務は、鎌倉から追放され、京都に送還された宗尊の警固という、異常にして突発的な重要業務である。もちろん、その場合であっても、日常的に御家人の統率にあたっていた「検断奉行」的な立場の者が「御宿直」を「勤仕」する「近国御家人」の指揮・統率にあたっていた可能性がないわけではないが、宗尊の更迭と京都への送還が得宗北条時宗のもとで開かれた「深秘御沙汰」で決まったということであれば、通常業務の延長でこの件に関与することになった、というよりも⁽⁵⁰⁾、得宗被官という立場にあったがゆえに、ある種の特別な指示をうけて、南条頼員は、宗尊の警固の実務を担当することになった、と考えるべきではないか。この一件への関与を根拠に、六波羅において頼員が「検断奉行」な立場に就いていた、とはいいいがたいように思う。

さらに、如上の第一の疑問に関連して気になるのは、広峯長祐注進状に記されている「御宿直」を長祐が本当に勤仕したのか、という点である。それというのも、「広峯氏系図」に掲載されている六十一通の文書中に偽文書もしくはその可能性がある文書が含まれているからである⁽⁵¹⁾。とはいえ、表に示したように、広峯長祐注進状の正文もしくは案文が他の広峯一族関係の文書群に存在せず、「広峯氏系図」に写というかたちでのみ存在する、ということ以外、この文書に偽文書であることをうかがわせるような疑わしい点があるわけではない⁽⁵²⁾。その意味では、万一、この文書が偽文書であり、長祐は実際には「御宿直」など勤仕していないとすれば、長祐、もしくは広峯一族の情報収集能力の高さに脱帽せざるをえない。そのような無粋な想像をするよりも、広峯長祐は『吾妻鏡』の「最後の事件」の目撃者の一人であった、と今は考えておきたい。

ところで、この小論で検討を加えた広峯長祐注進状は、『姫路市史』の史料編には収録されていないが、『鎌倉遺文』や『兵庫県史』の史料編には収録されている⁽⁵³⁾。なかでも、『鎌倉遺文』に収録されている意義は大きく、多くの研究者が容易にこの文書に接することが可能となった。私自身もその一人である。かくのごとくに、『鎌倉遺文』が鎌倉時代に関する研究の裾野の拡大と質的な向上に大きく貢献していることは、鎌倉時代に関心を寄せるすべての研究者が感じることであろう。ただ、だからといって、その内容を無批判に利用することは、歴史学という学問の特性上、好ましいことではない。種々の制約があることは重々承知しているが、可能な限り、原史料にあたるべきではないか、と思う。このささやかな小論においてすら、その姿勢を徹底できずにいる私がいすべきことで

はないが。

注

(1) 『鎌倉遺文』一一八九〇号。なお、本稿においては、史料の引用に際し、旧字体や異体字を常用漢字に改めたほか、句読点を一部改めた。また、細注はへい内に入れて表記した。

(2) 後述するように、この文書は正文ではなく、また、正文を書写し、正文に準じる効力を有するとされる案文でもなく、『鎌倉遺文』が判断したように、正文を書写したものであるが、案文とは異なり、法的な効力が期待されない写である。なお、この文書は、『兵庫県史』史料編中世二(兵庫県、一九八七年)にも、『広峯長祐宿直勤仕注進状写』という文書名で収録されている(揖保郡太子町鶴、広嶺忠昭氏所蔵「広峯文書」三号)が、『姫路市史』第九巻史料編中世2(姫路市、二〇一二年)には収録されていない。

(3) 森幸夫氏「六波羅探題職員ノート・補遺」(『国学院雑誌』九一―八、一九九〇年、森氏論文Aと略称)、五九頁。なお、森氏は、「六波羅探題職員の検出とその職制」(森氏『六波羅探題の研究』〈続群書類従完成会、二〇〇五年〉、所収、森氏論文Bと略称)においても、同様の認識を示されている(森氏論文B、一六六頁)。

(4) たとえば、瀬野精一郎氏が編纂された『鎌倉遺文無年号文書目録』(吉川弘文館、一九九三年)は、当該文書の日付を文永年間(「八月廿日」と見做されている(同書、一八三頁))。

(5) 当該文書を広峯氏の系譜を考える素材として活用しているの

は、『兵庫県史』第二卷（兵庫県、一九七五年）第二章第三節中の「播磨の広峰氏」の項（該当部分の執筆者は高尾一彦氏）。また、「南条左衛門尉」の立場や役割を検討する際に当該文書を取りあげた研究に、前掲注（3）森氏論文A、同森氏論文B、梶川貴子氏「得宗被官南条氏の基礎的研究―歴史学的見地からの系図復元の試み―」（『創価大学大学院紀要』三〇、二〇〇八年、梶川氏論文Aと略称）、梶川氏「北条時輔後見南条頼員について」（『創価大学大学院紀要』三二、二〇一〇年、梶川氏論文Bと略称）、伊藤邦彦氏「鎌倉幕府守護管国統治機構」（伊藤氏『鎌倉幕府守護の基礎的研究【論考編】』（岩田書院、二〇一〇年）、所収）、などがある。

（6）前掲注（5）『兵庫県史』第二卷第二章第三節中の「播磨の広峰氏」の項に以下の記述があることによる（同書、一三三頁）。

（前略）文永年間と伝えるが、息子治部大夫をなにかの宿直に勤務させたと述べている播磨国御家人広峰兵衛尉長祐がいる。（後略）

（7）弘安二（一二七九）年十月十五日沙弥等連署奉書（『鎌倉遺文』一三七三八号）。なお、当該文書は、「沙弥某等連署大番役覆勘状」という文書名で、『兵庫県史』史料編中世二、および『姫路市史』第九卷史料編中世2にも収録されている（『兵庫県史』は広峯神社所蔵「広峯神社文書」四号、『姫路市史』は広峯神社所蔵「広峯神社文書」一一（五）号）。

（8）弘安八（一二八五）年十一月二十三日広峯長祐着到状写（『鎌倉遺文』一五七四三号）。なお、当該文書は、『鎌倉遺文』と同じ文書名で、『兵庫県史』史料編中世二、および『姫路市史』第

九卷史料編中世2にも収録されている（『兵庫県史』は広嶺忠昭氏所蔵「広峯文書」四号、『姫路市史』は広嶺忠昭氏所蔵「広嶺家文書」八号）。ただし、『姫路市史』が依拠した広嶺忠昭氏所蔵「広嶺家文書」八号は、充所（平左近将監殿）と証判（承判）とを欠いているようで、それらは記載されていない。

（9）前掲注（5）『兵庫県史』第二卷、二三三―二三四頁。

（10）『鎌倉遺文』一四四二三号。なお、当該文書は、「広峯家長所職等讓状」という文書名で、『兵庫県史』史料編中世二、および『姫路市史』第九卷史料編中世2にも収録されている（『兵庫県史』は神戸大学附属図書館所蔵「広峯神社文書」一号、『姫路市史』も神戸大学附属図書館所蔵「広峯神社文書」一号）。

（11）『鎌倉遺文』一七三一一号。なお、当該文書は、『鎌倉遺文』と同じ文書名で、『兵庫県史』史料編中世二、および『姫路市史』第九卷史料編中世2にも収録されている（『兵庫県史』は広嶺忠昭氏所蔵「広峯文書」五号、『姫路市史』は広嶺忠昭氏所蔵「広嶺家文書」九号）。

（12）前掲注（7）に同じ。

（13）『鎌倉遺文』八四二八号。なお、『鎌倉遺文』は、当該文書の文書名を「將軍宗尊親王御教書」としているが、本稿では、当該文書を収録している『兵庫県史』史料編中世二と『姫路市史』第九卷史料編中世2が採用している「関東御教書」を用いた（『兵庫県史』は広嶺忠昭氏所蔵「広峯文書」二号、『姫路市史』は広嶺忠昭氏所蔵「広嶺家文書」四号。また、文書冒頭の国名を『鎌倉遺文』は「播磨」と表記しているが、本稿では、『兵庫県史』と『姫路市史』にしたがい、「幡磨」と表記した）。

さらに、『鎌倉遺文』と『兵庫県史』は日付を「正元々年閏十月十八日」とするが、本稿では、三種の史料集中、最も新しい史料集である『姫路市史』の「正元々年閏十月十六日」にしたがうことにした。

(14) 『鎌倉遺文』一一九八八号。

(15) たとえば、前掲注(5) 森氏論文A、五九頁、同森氏論文B、一二六頁、同梶川氏論文B、四一四頁。

(16) 前掲注(5) 伊藤氏論文、三三二頁。

(17) 北条時輔については、遠山久也氏「得宗家庶子北条時輔の立場」(北条氏研究会編『北条時宗の時代』(八木書店、二〇〇八年) 参照。

(18) 『外記日記 新抄』(『尊経閣善本影印集成』) 文永元(一二六四)年十一月九日条。

(19) 『関東評定衆伝』(『群書類従』) 文永九(一二七二)年条、『帝王編年記』(『新訂増補国史大系』) 文永九年二月十五日条など。

(20) 『吾妻鏡』(『新訂増補国史大系』) 正嘉元(一二五七)年二月二十六日条。

(21) 前掲注(5) 梶川氏論文A、四四四頁、同梶川氏論文B、四一一頁。

(22) 『鎌倉遺文』一〇四五四号。

(23) 『天台座主記』(第一書房、校訂増補本) 第八十四世澄覚の項、文永四(一二六七)年四月二十九日条。

(24) 前掲注(5) 梶川氏論文B、四一二、四一四、四一五頁。

(25) 佐藤進一氏は、「南条左衛門尉」と「河井右衛門尉」は六波羅探題南方の北条時輔の家人と、また、「高橋右衛門尉」と「島田

兵衛五郎」については、後者の名字が「島田」ではなく、「隅田」と解された上で、両名を六波羅探題北方の北条時茂の家人と推測されているが、「南条左衛門尉」以外、その推測の根拠を示されていない(佐藤氏『増訂鎌倉幕府守護制度の研究―諸国守護沿革考証編―』(東京大学出版会、一九七一年)、一九二―一九三頁)。

なお、訴訟担当奉行が訴状の裏に花押を記入することについては、佐藤進一氏『新版古文書学入門』(法政大学出版局、一九九七年)、一四六頁、参照。

(26) 前掲注(24) に同じ。

(27) 試みに『外記日記 新抄』を繙いてみると、「所被渡武家之山僧(黒讃岐)、今日被拷問」(文永元年四月二十三日条)や、「今日武家使者下向南都」(同年八月二日条)、「山門悪徒張本大略被召出武家云々」(文永二年二月十五日条)などが管見に入ったが、いずれの「武家」も六波羅を指すとみてよいように思う。

(28) 『外記日記 新抄』文永四年四月二十八日条。

(29) 前掲注(5) 梶川氏論文B、四一四頁。

(30) 前掲注(5) 伊藤氏論文、三三一―三三二頁。伊藤氏「鎌倉幕府京都大番役覚書」(前掲注(5) 伊藤氏著書、所収)掲載の「(附表) 鎌倉幕府京都大番役勤仕一覧」(四二二―四二六頁)も参照。

なお、建治二(一二七六)年の時点での播磨国の守護が得宗の北条時宗であり、時宗以前の播磨国の守護は小山宗長で、小山氏から得宗時宗への守護の「交替の時期は建治二年としても相当接近した時期」とする理解を佐藤進一氏が示されている

(前掲注 (25) 佐藤氏『増訂鎌倉幕府守護制度の研究―諸国守護沿革考証編―』、一五五―一五七頁)。

(31) 前掲注 (5) 梶川氏論文B、四一五頁。

(32) 前掲注 (3) 森氏論文A、五九頁。

(33) 前掲注 (8) に同じ。

(34) 前掲注 (32) に同じ。

なお、森氏が作成された「六波羅探題職員表」(前掲注 (3) 森氏論文B、所載)の文永八年の項に、奉行人として「南条左衛門尉(頼員)」とあり、その典拠が広峯長祐注進状であることを示す、「広嶺胤忠氏文書(遺一八九〇)」という注記がある。一見すると、「文永八月廿日」の日付は「年」字と何月であるかを示す漢数字が欠いたものであり、広峯長祐注進状は文永八年の文書、と森氏が理解されているように思われるが、森氏によれば、頼員が六波羅の奉行人であったのは、北条時輔が六波羅探題南方の任にあった文永元年十一月から文永九年二月までであり、その期間内の「最後の年の文永八年に懸けておく」とのことである(前掲注 (3) 森氏論文A、五九頁、同森氏論文B、一六六頁)。

(35) 「解説」(『兵庫県史』史料編中世二、七六七―七六八頁(該当部分の執筆者は永島福太郎氏)、「解題」(『姫路市史』第九巻史料編中世2)、八三九―八四三頁(該当部分の執筆者は馬田綾子氏)。

(36) 『鎌倉遺文』三二五〇五号。

(37) 東京大学史料編纂所所蔵写真帳『広峯文書』(請求番号六一七一・六四一二五)。

(38) 拙稿「『広峯氏系図』について」(『東海大学文学部紀要』一一〇、二〇二〇年)、五、八頁。

(39) 広嶺胤忠氏『廣峯牛頭天王』(広峯神社社務所、一九一八年)。

(40) 広峯長祐注進状も掲載されているが、日付は「文永八年八月廿日」と表記されている(前掲注 (39) 広嶺氏著書、一三〇頁)。

(41) 『兵庫県史』史料編中世二、六四〇、七六八頁。

(42) 前掲注 (38) 拙稿。

(43) 東京大学史料編纂所所蔵謄写本『広峰系図』(請求番号二〇七五―九七五)。なお、東京大学史料編纂所のオフィシャルサイトにこの系図の画像が公開されている。

(44) 本文で以下に述べるように、(ウ)、(エ)、(オ)の関係がはっきりしないため、原文と同じ箇所で行改行して引用することにした。

(45) 弘安八年十一月二十三日広峯長祐着到状写は、前節で引用。

(46) 本文で以下に記す『吾妻鏡』から得られた宗尊関係の情報、それぞれ、同書の当該日の記事による。

(47) 『外記日記 新抄』の記主が十三世紀中期に外記を務めた実務官人の中原師種と推定されることについては、遠藤珠紀氏「鎌倉中後期の中原氏西大路流―尊経閣文庫所蔵『外記日記(新抄)』を通して―」(遠藤氏『中世朝廷の官司制度』(吉川弘文館、二〇一一年)、所収)を参照。なお、本文の以下の部分で引用する『外記日記 新抄』の記事は、それぞれ、同書の当該日の記事による。

(48) 長井頼重については、森幸夫氏「六波羅探題評定衆考」(前掲注 (3) 森氏著書、所収)を参照。

- (49) 『吾妻鏡』 治承四（一一八〇）年四月九日条。
- (50) 蛇足ながら、南条頼員は、訴訟に関与する奉行人として宗尊の警固に関与したわけではなからう。
- (51) 暦応三（一三四〇）年七月日広峯長種軍忠状写（「広峯氏系図」所載文書一覧表中のE―①）が偽文書であることについては、茨木一成氏「広峯文書と系図のあいだ―『大日本史料』六一六、暦応三年二月十七日条所収文書の再検討―」を参照。
- (52) 勤仕の期間が七月九日から八月十九日で計四十一日と中途半端な日数になることが気になるが、宗尊が京都に到着した七月二十日から実際に勤仕した日数は丁度三十日になる（文永三年の七月は大の月である）。
- (53) 前掲注（2）参照。

Abstract

A historical document on “the final incident”
—— A short study on *Hiromine Nagasuke Cyuushinjou* (広峯長祐注進状
the report by Hiromine Nagasuke) ——

SANTA Takeshige

The subject of this paper is to verify the date of creation of a document, called *Hiromine Nagasuke Cyuushinjou* (広峯長祐注進状 the report by Hiromine Nagasuke), and the details of the night watch described in the document.

It is no exaggeration to say that previous studies have only examined the text of this document, which contains little information. Therefore, none of the tentative proposals presented have been persuasive.

Deviating from this trend in research, this paper takes as its clue the notes in the Genealogy of the Hiromine family, which contains the document, and focuses on articles in “Azuma Kagami” (『吾妻鏡』 a history book of the Kamakura Shogunate), and on articles in “Geki Nikki Shinsho” (『外記日記 新抄』, a diary presumably written by a working official in the Imperial Court). As a result, it is made clear that the specific duty of the night watch that hiromine Nagasuke performed was to guard Prince Munetaka, the former Shogun, who was dismissed and exiled to Kyoto, at Rokuhara in 1266.